○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改	正案		現	行
15の2 財務諸表等規則ガイドライン (3から6までを除く。)及び8の 規定する金融商品に関する注記につ 表等規則ガイドライン8の6の2- 半期連結貸借対照表に」と、「貸借 照表の」と、8の6の2-1-3中 貸借対照表の」と読み替えるものと	6の2-4の取扱いで準用する。このいて準用する。この1-2中「貸借対照対照表の」とあるの「貸借対照表の」と	は、規則第15条の2に 場合において、財務諸 表に」とあるのは「四 な「四半期連結貸借対	3 (3から6までを除く。) に関する注記について準用す イン8の6の2-1-3中 表の」と読み替えるものとす	ドライン8の6の2-1-2 <u>及び8の6の2-1-</u> の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品-る。この場合において、財務諸表等規則ガイドラ「 <u>貸借対照表の</u> 」とあるのは「四半期連結貸借対照・る。